## 1 取引時確認の実施

(1) 取引を行う目的(法第4条第1項第2号関係)

確認に当たっては、顧客等又はその代表者等から申告を受ける方法によって行う こと。また、ア及びイのとおり、「取引を行う目的」の確認のための参考にすべき 類型を示す。

ア 特定古物商が貴金属等を買い受ける場合

売 主	自然人	法人・人格のない社団又は財団
目的	□ 生計費	□ 事業費
	□ 不用品処分	□ 投資・資産運用
	□ 買替え	□ 債務弁済資金
	□ 投資・資産運用	□ その他( )
	□ 債務弁済資金	
	□ 相続対策	
	□ その他 ( )	

イ 特定古物商又は特定質屋が貴金属等を売却する場合

買	主	自 然 人	法人・人格のない社団又は財団
目	的	□ 自己使用	□ 転売
		□ 贈与	□ 投資・資産運用
		□ 投資・資産運用	□ その他( )
		□ 相続対策	
		□ その他 ( )	

(2) 職業・事業内容(法第4条第1項第3号関係)

顧客等が自然人である場合には「職業」、法人及び人格のない社団・財団である場合には「事業内容」の確認を行うこととされている。アのとおり、顧客等の区分に応じた確認方法をとること。また、イにおいて、「職業・事業内容」の確認のための参考にすべき類型を示す。

ア 確認方法(法定)

						玉	内	法	人		外	玉	法	人
顧客等0	の区分	自	然	人										
方	法	顧	客等ス	スはそ	(.	以下	のい	ずれ	か又は	(	以下	のい	ずれ	か又は
		の1	代表者	音等か	そ	の写	しに	よる	確認)	そ	の写	しに	よる	確認)
		らり	申告を	と受け		定詞	款				定	款		
		るこ	方法			設立	立登記	己に任	系る登		設	立登	記に	係る登
					記事	事項詞	正明	<b>小</b>		記	事項	証明	書	
						所輔	瞎行叫	女機	関の長		所	轄行:	政機	関の長
					に。	よる	当該沿	去人の	の事	に、	よる	当該	法人	の事
					業月	内容を	を証っ	ナる	<b></b>	業	内容	を証	する	書類
					( <u>₹</u>	登記る	をして	ていけ	ない	(2	登記	をし	てい	ない
					場合	(合				場	合)			
						法全	令のま	見定り	こより		法	令の	規定	により
					当記	亥法ノ	人が住	乍成~	する	当計	該法	人が	作成	する
					\( \)	ととさ	されて	ている	る書	Y	とと	され	てい	る書
					類	で、ヨ	事業区	内容の	の記	類	で、	事業	内容	の記
					載7	がある	3 8 0	り		載	があ	るも	$\mathcal{O}$	

□ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の事業内容の記載があるもの	□れ書す人が□に成い人が□し限行れ当のらされ当のの業も国当こ類業も本国国書す人が□に残とで内の国政際類るのあい。 たあしに該記が給こ、容 法法と、容 政府機そも事る外りる書事る日外るた類法載がして対のの業も国当こ類業も本国国書す人が□に成い人が□し限行れ当ののがれ該記の所又関のの業も発れに該記のがれ該記の府又関のの業も発れに該記のがれ該記の時機そも事るがはがして法載、規作て法載、承権発こ、容さ
---	--

## イ 職業・事業内容の類型

確認事項	職業	事業内容
職業・	(以下の項目からいずれか一つを選択)	(以下の項目からいずれかーつを選択)
事業内容	│□ 会社役員・団体役員	□ 卸売・小売業
	□ 会社員・団体職員	□ サービス業
	□ 公務員	□ 金融業・保険業
	□ 個人事業主・自営業	□ 農業・林業・漁業
	□ パート・アルバイト	□ 製造業
	・派遣社員・契約社員	□ 建設業
	□ 主婦	□ 情報通信業
	□ 学生	□ 運輸業
	□ 退職された方・無職の方	□ 不動産業
	□ その他( )	□ その他( )
古物商·	(以下の項目からいずれか一つを選択)	(以下の項目からいずれかーつを選択)
質屋該当	□ 古物営業又は質屋営業の	□ 古物営業又は質屋営業の
有 無	許可を有している	許可を有している
	□ 古物営業又は質屋営業の	□ 古物営業又は質屋営業の
	許可を有している者の代理	許可を有している者の代理
	人等である	人等である
	□ 上記に該当しない	□ 上記に該当しない

- 2 ハイリスク取引における本人特定事項等の確認(法第4条第2項関係)マネー・ローンダリングに利用されるおそれが特に高い取引として、
  - なりすましの疑いがある取引
  - 本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引

○ 特定国等(イラン・北朝鮮)に居住し又は所在する顧客等との取引 については、「ハイリスク取引」として、より厳格な確認方法をとることとされた。

(1) 本人特定事項についての厳格な確認方法(法定)

「ハイリスク取引」である場合には、本人特定事項について、より厳格な確認方法をとること。

	É	然 人		法人
とるべき	【方法1】①2	及び②の両方による確認	【方法1】①	及び②の両方による確認
確認方法	①:規則第	②:①で確認に用	①:規則	②:①で確認に用
	5条第1項	いていない本人確	第5条第	いていない本人確
	第1号イか	認書類若しくは補	1 項第 3	認書類若しくは補
	らニまでに	完書類で、顧客等	号イ又は	完書類で、顧客等
	掲げる方法	の住居の記載があ	口に掲げ	の本店又は主たる
	のいずれか	るものの提示を受	る方法に	事務所の所在地の
	による確認	け、又は当該書類	よる確認	記載があるものの
		若しくはその写し		提示を受け、又は
		の送付を受けて確		当該書類若しくは
		認記録に添付		その写しの送付を
				受けて確認記録に
				添付
	【方法2】①	及び②の両方による確認	【方法2】①	及び②の両方による確認
	①:規則第	②:規則第6条第	①:規則	②:規則第6条第
	5条第1項	1号、第3号又は	第5条第	2号又は第4号に
	第1号ホか	第4号に掲げる本	1 項第 3	掲げる本人確認書
	らトまでに	人確認書類の提示	号ハに掲	類の提示を受け、
	掲げる方法	を受け、又は当該	げる方法	又は当該書類若し
	のいずれか	書類若しくはその	による確	くはその写しの送
	による確認	写しの送付を受け	認	付を受けて確認記
		て確認記録に添付		録に添付

(2) 実質的支配者についての厳格な確認方法(法定)

「ハイリスク取引」である場合には、実質的支配者について、より厳格な確認方法をとること。

法人の区分			外 国 法 人
	資本多数決の原則を取る日本法	資本多数決の原則を取る法人以外の法人	
確認すべ	□ 株主名簿	(以下のいずれか又は	(以下のいずれか又は
き書類		その写しによる確認)	その写しによる確認)
	有価証券報告書	□ 設立登記に係る	□ 設立登記に係る
	□ 上記に類する	登記事項証明書(登	登記事項証明書(登
	当該法人の議決	記済みの場合)	記済みの場合)
	権の保有状況を	□ 所轄行政機関の	□ 所轄行政機関の
	示す書類	長による法人を代	長による法人を代
		表する権限を有し	表する権限を有し
		ている者を証する	ている者を証する
		書類(登記をして	書類(登記をして
		いない場合)	いない場合)

	□ 官公庁から発行 され、又は発給された書類その他これに類するもので、 法人を代表する者 を証する書類	□されれ法限を□認は関そる代し 官、書類を有す日た限発他のすい 会とでを表する本外あ行こでる が発のもすい類政国にに法限を が発のもすい類政政国たに法限を が発のもすい類を が発のもすい類を が発のもすい類がのも表 が発のもすい類がのも表 が発のもすい類がのも表 が発のもすい類がのも表 が発のもすい類がのも表 が発っる。 が発のもすい類がのも表 が発っる。 が発のもすい類がのと を がのもま がのもま がのもま がのもま がのもま がのもま がのもま がのもま
		る書類

## (3) 資産及び収入の状況の確認方法(法定)

「ハイリスク取引」のうち、その取引が200万円を超える財産の移転を伴う場合には、顧客等の区分に応じて、次に掲げる書類又はその写しの一又は二以上を確認すること。

顧客等の区分	自然人	法人
確認すべ	□ 源泉徴収票	□ 貸借対照表
き書類	□ 確定申告書	□ 損益計算書
	□ 預貯金通帳	□ 上記に類するもので当該法
	□ 上記に類する当該顧客等の	人の資産及び収入の状況を示
	資産及び収入の状況を示す書	す書類
	類	
	□ 上記書類であって、当該顧	
	客等の配偶者に係るもの	
	(上記類型から一つ以上を選択)	